

勝浦市地域おこし協力隊員（観光協会組織強化業務）募集要項

少子高齢化や人口減少による地域活力の低下や、集落のコミュニティとしての機能低下などが懸念されるなか、地域外からの人材や新たな発想・能力を誘致し、ニーズを見極め、観光地域づくりの推進により地域の活性化を図るとともに、誘致した隊員の定住・定着を図るため、以下のとおり「地域おこし協力隊員」を募集する。

1. 募集人数

地域おこし協力隊員（観光協会組織強化業務） 1名

2. 募集条件

以下のすべての項目に該当する者を対象とする。

- (1) 年齢不問
- (2) 性別不問
- (3) 応募時に3大都市圏をはじめとする都市地域等に居住していて、隊員として採用された場合は勝浦市内に居住し住民票を異動すること。家族での居住も可能。採用される前に既に勝浦市に定住・定着している者（既に住民票の異動が行われている者等）は対象とならない。
- (4) 地域の活性化に深い熱意と知識を有し、積極的に活動でき、本事業終了後も引き続き本市に定住する意思のある者。
- (5) 普通自動車運転免許を持っていること。
- (6) パソコン（ワード、エクセルなど）の一般的な操作ができる者。
- (7) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当せず、心身ともに健康で誠実に職務ができる者。

3. 委嘱期間

初年度は委嘱日から令和4年3月31日までとする。なお、次年度からは年度毎に委嘱することができ、最長で3年間とする。

4. 活動時間、活動日数

- (1) 活動時間は原則として7時間とする。
- (2) 活動日数は原則として月20日とする。

5. 任用形態

勝浦市との業務委託契約を結び、その活動の対価として、委託料の支払いを受けるものとする。勝浦市との雇用契約は存在しないため、所得税、住民税、国民健康保険税などの税金、介護保険料、年金保険料などは隊員が納める。

6. 委託料

委託料は月額225,000円とする。（1月間の活動日数が20日に満たない場

合は、1日当たり11,250円の日割り計算により支給するものとする。)

7. 隊員の活動

勝浦市では、(一社)勝浦市観光協会を中心として、「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりを図っている。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大きな影響を受けた観光業を支援し、観光資源の磨き上げを行う新たなきっかけづくりとして、隊員は次に掲げる業務を行う。なお、活動の詳細については、市と協議のうえ決定する。

(一社)勝浦市観光協会の地域活性化に関する活動全般

(例)・観光案内業務等、ビジターセンター基幹業務全般。

・地域産業、個別の地域活動等との積極的なコミュニケーションによる連携活動及び関連した企画開発。

8. 活動拠点

KAPPYビジターセンター(勝浦市墨名815-56)

9. 活動地域

原則として勝浦市内

10. 隊員の活動等に対する支援

市は、隊員が地域において円滑かつ効果的に活動が実施できるよう、以下に掲げる隊員の活動や生活を支援する。なお、市はその支援業務を、その業務の実施が可能と認められる団体等(支援団体)に委託することができる。

- (1) 隊員が行う活動に関する指導及び支援
- (2) 活動拠点となる事務所の確保の支援
- (3) 隊員が地域で生活するための住居の確保などの支援
- (4) 隊員が地域に定着するための支援
- (5) 隊員が行う活動の取組状況、活動の成果等の情報発信
- (6) その他

11. 活動経費等の負担

以下の活動等の経費については、予算の範囲内において、必要に応じて市または支援団体が負担する。なお、負担の可否については市及び支援団体と協議のうえ決定する。

- (1) 隊員の活動拠点となる事務所の管理に要する通信運搬費等の経費
- (2) 隊員の活動に要する消耗品等の事務的経費
- (3) 隊員が活動に使用する自動車等の借上料及び燃料費
- (4) 隊員が地域おこし協力隊に係る研修プログラムへの参加する場合の負担金及びそれに要する旅費
- (5) 隊員の地域おこし協力隊としての活動で受けた傷害に対応するための保険料

- (6) 隊員の活動内容や得られた成果等の情報発信に要する経費
- (7) 隊員が地域で生活するための住居確保に要する経費（住居における光熱水費、通信費は隊員が負担）
 - ア 賃貸物件の場合、隊員の住居の家賃は月額5万円を限度とし、超える場合は超過分を隊員が負担する。
 - イ 物件を購入した場合、住環境の整備を目的とした改修工事に要する費用に対して、予算の範囲内において支援する。詳細については、隊員の定住環境整備に要する経費についてのガイドラインに定める。

1 2. 応募方法、審査方法、結果のお知らせ

(1) 応募方法

別紙「勝浦市地域おこし協力隊員（観光協会組織強化業務）応募用紙」に必要事項を記入し、活動目標レポート、履歴書、住民票の写し（都市部に居住しているかどうかを確認するためのもの）を添付して勝浦市役所観光商工課観光係（勝浦市新官1343-1）に郵送又は持参。

(2) 書類の配布方法

募集要項、応募用紙、活動目標レポート用紙については、勝浦市役所観光商工課観光係で配布する。また、勝浦市ホームページからもダウンロードにより入手可能。

勝浦市ホームページURL

https://www.city.katsuura.lg.jp/forms/info/info.aspx?info_id=43075

(3) 審査方法

一次審査として書類審査を行い、二次審査として面接審査を行う。

(4) 結果のお知らせ

申込受付期間終了後、書類審査を行い、面接審査を行うか、不採用かの結果を通知する。面接審査終了後は、概ね1週間程度で採用か不採用かの結果を通知する。

なお、応募に係る経費はすべて応募者の負担とする。

1 3. 申込受付期間

令和3年6月25日（金）～7月21日（水）

※郵送による場合は、当日必着。

1 4. 応募、問い合わせ先

勝浦市役所 観光商工課 観光係

〒299-5292

千葉県勝浦市新官1343-1

Tel : 0470-73-6641

Fax : 0470-73-8788

Eメール : kankou@city-katsuura.jp

勝浦市地域おこし協力隊員（観光協会組織強化業務）応募用紙

(ふりがな) 氏名		生年月日	S・H 年 月 日
性別	男性 ・ 女性	年齢	現在（ 歳）
現住所 連絡先	住 所		
	電 話	自宅 携帯	
応募条件 確認欄	<p><□にチェックしてください></p> <p><input type="checkbox"/> 現在、都市地域に住んでいて、採用後は勝浦市に居住する</p> <p><input type="checkbox"/> 地域の活性化に意欲があり、地域おこし協力隊の任期終了後も勝浦市に定住する意思がある</p> <p><input type="checkbox"/> 普通自動車運転免許をもっている</p>		
応募理由			
経歴・職歴 現在の役職			
健康状態	アレルギー、持病など健康上の特記すべき事項があれば記入してください。		
備考	上記以外で伝えたいことがあればご記入ください		

※記入しきれない場合や応募に関して別途資料がある場合は、添付してください。

※以下のものを添付してください。

- ・ 活動目標レポート
- ・ 履歴書
- ・ 住民票

活動目標レポート

勝浦市において『地域おこし協力隊員』として採用された場合、具体的にどのような活動を行ない、どのように地域を活性化したいと考えていますか。

※A4 版 1 枚程度、別紙でも可能です。必要に応じて資料等添付してください。